

監査報告書

令和元年6月10日

京都府公立大学法人
理事長 金田 章裕 様

監事 安保千秋 印

監事 千代田邦夫 印

地方独立行政法人法第13条第4項の規定により、京都府公立大学法人の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第11期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について監査を実施しました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するとともに、理事等から業務運営の報告、各部局の責任者から業務処理状況の報告を聴取し、必要に応じて書面、証拠書類の閲覧などによりこれを調査し、確認しました。また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状況、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
- (2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事の業務運営に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する事実はないとの認める。
- (6) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

以上